

バイオ特許裁判に関する科学ジャーナリストの見方

(日経BP社先端技術情報センター長 宮田 満氏)

(日経BP社のメールマガジン2003年4月4日号より)

BTJ / HEADLINE / NEWS SOLUTIONS 2003/04/04 第366号

● メール登録、5万4000通突破、

現在、新幹線に乗って桜満開の東京を後にして、京都に向かっています。そこから、近鉄に飛び乗り、天理のシャープの液晶工場と研究所を見学するためです。車窓の外には、ソメイヨシノの淡桃色の雲が飛び下がっています。本当に春が来ました。京や奈良の桜はどんなのでしょうか。仕事以外の楽しみがあるのが記者という仕事の余禄です。

桜を見ると、言葉という卓越した人類の資産であるコミュニケーションの道具を駆使しても、いかに物事をリアリティをもって理解するかが困難かが分かります。私たちが日夜締め切りに追われながら苦吟する根っこがここにあります。

バイオテクノロジーの特許裁判では、事情はもっと極端です。わが国では、文科系と理科系という大学時のたった4年の教育の差が、そもそも「花見」に相当する共通言語すら、バイオ研究者や企業と、弁護士、裁判官の間に存在させえないという最悪な状況があります。

94年に大阪地方裁判所が、組換えティッシュ・プラスミノゲンアクチベータ(TPA)の特許紛争で、米国 Genentech 社勝訴の判決を下しました。これはわが国が製造業中心の資本主義から、知識資本主義に転換したことを告げる判決でした。均等論を適用して、つまり幅広くクレームを解釈して、強力な特許を認めたものでした。わが国がプロパテント政策に転換、これからは海外の特許の効力を小さく刻み、国内産業を保護してきた政策を放棄、知的財産を強力的に確保して、わが国の企業にも創造的な研究開発を行うことを誘引する目に見えた最初の変化でした。

記者として何回か、この裁判を傍聴いたしました。この歴史の転換点と

もいえる判決が、果たしてわが国のベスト&ブライテストによって行われたかということ、極めて疑問でした。むしろ、わが国の文理分離の結果、法廷では言葉の共通理解が得られないまま、判決が下されたというのが事実です。むしろ、法的な判断をする基礎知識を決定的に欠いた裁判官達が、まず、特許自体の正当性の判断を特許庁が特許を成立させたということ根拠に放棄、合わせて当時のわが国を取り巻く政治的状況（TPAの特許問題はその当時貿易摩擦の象徴の一つにブロー・アップされていました）を新聞で読んだためか、彼らのよすがである訴状の文言をこねくり回して、作り出した判決だったからです。

実に驚愕いたしました。裁判の途中で、模造紙に二重螺旋や丸を書いて、そもそも遺伝子とは、プラスミドとはという講義を弁護士や証人が長々と行っていたのです。まるで出来の悪い中学の生物学の授業です。それがしわぶき一つしない、大阪地方裁判所の法廷で真面目に繰り広げられ、裁判官も眉一つ動かさず聞いている。まさに、漫画です。その場で大声で笑わなかったのは、本当にあっけにと取られていたからに過ぎません。

しかも、更に驚いたのは、長い係争期間中に裁判官が交代すると、この法廷での出来の悪い生物学の授業が繰り替えされていたことです。今日こそ、裁判に進展があると期待して東京から出張して来たのに、また愚行に立ち会わされ、今度は腹が立ちました。そして、国民の最後のよりどころである裁判所の空洞化を知らされたのです。こんな舞台裏で誕生した判決が、今から思えば歴史的に正しかったのは、単なる歴史の皮肉に過ぎません。このような知的資本主義に不適格な裁判システムが次も正しい判決を下すことは期待できません。裁判の期間が不当に長いこともあり、わが国企業が国際的な特許紛争を行う場合でも海外で提訴する例が増えています。

90年代半ばからわが国の政府は特許制度改革、そして大学の国立大学法人化など知識資本主義へ移行する基盤整備を進めてきました。裁判制度に関しても、東京と大阪の高裁・地裁に合わせて41人の特許担当の裁判官が配属されているものの、いずれも文科系の出身でバイオなどの先端技術の特許紛争の司法判断をするには不十分です。ころころ任期交代する文系の裁判官でなく、バイオやナノなどと法学のダブルメジャーを持つ専門裁判官の養成に明日から着手しなくてはなりません。これから、私たちが創造的な科学研究も基づき、知的財産立国を志向するならば、正当な判決を行う特許専門裁判所というインフラの整備は不可欠でしょう。

わが国も米国の連邦巡回裁判所のような特許専門裁判所を創設すべきだという、内閣官房知的財産戦略推進事務局長の荒井寿光氏の主張は、わが国の問題を鋭く突くもので、是非、早急に制度改革を進めるべきだと私も確信しています。

これにより、特許という専門性の高い裁判の集積が行われ、裁判官の個人の趣味や知識レベルによらない、明確で合理性がある司法判断が可能となり、企業や研究者は、特許申請手続きや研究開発の手法そのものをこれに対応して合理化できるためです。つまり、気まぐれな司法判断に戸惑うことなく、研究開発で公正な競争を行うことができるようになるのです。更に、三権分立の思想から行っても、司法が特許の成立そのものの判断を放棄するのは間違いです。また、行政機関である特許庁が特許に関して司法権のようなものを行行使するのも、やはり人類の英知である三権分立をないがしろにするものです。

そして、何よりも、理科が嫌いで法学を目指し、寝る間を惜しんで司法試験を突破した秀才たちが、法廷で頭痛を我慢しながら、中学校並のバイオの授業を聞かざるを得ない喜劇をもう繰り返してはならないと思います。これこそ、税金を使って国力を弱める愚策です。

Biotechnology Japan Webmaster 宮田 満  
<mailto:miyata@nikkeibp.co.jp>

(筆者略歴 昭和54年東大理学系大学院植物学修士課程修了、同年日経に入社、以降日経メディカル、日経バイオテック、Biotechnology Japan, BTJ/HEADLINENEWS, Med Japan の編集長、バイオセンター長などを歴任。慶応大客員教授。公的機関の専門委員、著書多数)